

おとな向け

福井市

子ども未来条例

～子どもの未来が輝くまちをめざして～



はじめに

**子どもは、
未来をつくる大切な存在であり、希望です。**

かけがえない個性を持ち、未来への無限の可能性を秘めた、子どもたちの一人ひとりが、愛情や思いやり、人と人とのふれあいや支えあいの中で、個性豊かにのびのびと育てられることができる社会は、全ての市民の理想とするところです。

私たちは、子どもを権利を持つ個人として尊重し、さらに、子どもが自らの可能性を広げられるよう社会全体で子どもの成長を応援することにより、子どもの未来が輝くまちの実現を目指すため、この条例を制定します。(福井市子ども未来条例・前文より)

「福井市子ども未来条例」とは

- 令和7年3月、「福井市子ども未来条例」を制定しました。
- 市、保護者、地域住民等、学校等、事業者が子どもの利益を第一に考え、子どもを育む社会に関して同じ理想を共有し、社会全体で子どもの成長を応援することにより「子どもの未来が輝くまちの実現」を目指しています。

条例の構成

前文

- 第1章 総則（目的、定義）
- 第2章 基本理念 …………… P2
- 第3章 子どもの権利等 …………… P3
- 第4章 それぞれの果たすべき役割 …………… P4
- 第5章 基本となる施策 …………… P5
- 第6章 雑則（委任）

子どもの意見を聴いて作りました

子ども未来条例の制定にあたっては、子ども基本法の基本理念を踏まえ、また、子どもが誰一人取り残されることなく、健やかで豊かに成長できるよう、当事者である子どもや若者の意見を広く聴き、声や想いを反映しました。



- 意見聴取のスケジュール
- 実施方法や実施先
- 意見の総数や条例へ反映した内容

などを福井市のホームページで
ご紹介しています。



「福井市子ども未来条例」の
制定に向けた意見募集

基本理念（第3条～第4条）

こどもの未来が輝くまちを実現するための基本理念として、5つのことを定めています（第3条）。



1 社会全体での環境整備

こどもが未来への希望を持ち健やかに成長できるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備します。

2 こどもの権利の尊重

こどもが自らの思いや意見を自由に表明することや、一人ひとりが権利を持つ個人であることを尊重します。

3 個性や能力の最大発揮

こどもの最善の利益を実現するため、こどもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう必要な支援を行います。

4 主体的に生きる力を身につける

こどもの主体的に生きる力を育み、未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養います。

5 それぞれの主体の役割と連携協力

市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者が、それぞれの役割を果たし、かつ、相互に連携協力します。

また、全てのこどもは、基本理念の下に生まれ、障がいの有無や国籍の違い等にかかわらず、個人の属性や置かれた状況に応じて必要な支援を受けることができます（第4条）。

福井市こども未来条例の理念を一言にすると、「**こどもの最善の利益を追求すること**」です。

条例の内容を理解するだけでなく、大人がこどもの意見や想いを聴き、「**こどもにとって最も良いことは何か**」を考え、行動することが大切です。



こどもの権利（第5条）

全てのこどもには権利があります。安心して自分らしく生きるために、こどもの権利が保障され、また、こども自身も他者の権利を尊重しなければなりません。

個人として 尊重される権利

自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されます。



挑戦する権利

自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦することができます。



自己表現及び 意思決定の自由

自分の意思や考えを自由に表現し、自分に関することを主体的に決めることができます。



差別を受けない権利

性別、年齢、障がいの有無、国籍や宗教など、いかなる理由を元とした差別も受けません。



安全・安心に生きる権利

いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力や不適切な環境から守られ、プライバシー及び名誉が守られた、安全で安心な環境で生活することができます。

配慮された環境を 求める権利

悩みや困りごとを相談し、支援を受けることができ、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができます。

福井市こども未来条例に規定されたものだけでなく、こどもの権利は様々であり、どれも大切なものです。

こどもたちにこどもの権利の大切さを伝えるとともに、私たち大人がこどもの権利を侵してしまうことがないように注意しましょう。



それぞれの役割 (第6条～第10条)

こどもの健やかな成長を社会全体で応援していくため、市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者のそれぞれが果たすべき役割を定めています。大人がそれぞれの役割を果たして、連携・協力することでこどもを支えていきましょう。



学校等

主体性などこどもの能力を引き出し、学校が安全かつ安心して育ち学ぶ場となるようにします。

市

こどもの意見を踏まえた施策を策定し、関係機関がそれぞれの役割を果たせるよう支援します。

保護者

こどもの個性と人格を尊重し、こどもと向き合い、安心して過ごせる家庭を作ります。

事業者

従業員が子育てと仕事を両立できるよう支援したり、こどもが職業等への興味を持つことができる機会を作ります。

地域住民等

こどもを見守り、地域行事などの交流の場や体験の機会を作ります。



こどもまんなか応援サポーター

こどもまんなか応援サポーターとは、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、アクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等のことです。

福井市もサポーター宣言を行ったほか、市内の企業・団体が取り組んでいるこどもまんなかアクションをホームページでご紹介しています。



福井市HP▲

市の基本となる施策(第11条~第16条)

福井市は、「こどもの未来が輝くまち」を実現するため、次のような様々な施策に取り組んでいます。



1

こどもの育ちの支援

こどもが健やかに育つことができるよう、安全で安心できる環境を整備し、成長段階に応じた切れ目ない支援を行います。

2

遊びや多様な経験、学び等の機会の提供

こどもが多様な経験を通じ自己実現することができるよう、遊びや多様な経験、学び等の機会を提供し、参加できる環境を整えます。

3

こどもの状況に応じた適切な支援等

障がいや家庭の事情など、特別な配慮が必要なこどもについても、①の支援や②の機会の提供が適切に行われるようにします。

4

子育て家庭等への支援

妊産婦、保護者等に対して必要な支援を行い、様々な状況にある家庭についても適切な支援や環境の整備に努めます。

5

支援情報の提供及び相談体制の充実

相談窓口等について適切に情報提供を行い、関係機関と連携して相談体制を充実させます。

6

周知

この条例の趣旨について、こどもを含めた全ての市民の関心を高め、理解を深めるため、必要な周知を続けていきます。

福井市こども未来計画（令和7年度～11年度）

条例の基本理念の実現を目指し、基本施策を具体化するものとして、「福井市こども未来計画」を策定しました。計画では「施策の方向」を5つに分け、さらに具体的な27の「施策」を定めています。計画の内容はホームページでご確認いただけます。



福井市HP▲

こどもの意見を大切に



こどもの意見に耳を傾けてみましょう

大人が当たり前と思っていること、こどもについて理解しているつもりのことにも思い違いがあったり、こどもの気持ちが成長とともに変わったり、そんなささいなすれ違いが誤解を生んでいるかもしれません。

こどもの気持ちを大切にするために、日々、こどもとの対話を心掛け、こどもの意見に耳を傾けて、お互いの認識をアップデートしていきましょう。



自由な意見を
いいにくいなあ

こどもが自由に意見を言えていないかも

こどもの話を遮ってしまったり、大人の意見を押し付けてしまっていないですか？最後までしっかり話を聴いて、「どうしてそう思うの？」と、一歩寄り添って聴いてみましょう。

こどもの挑戦を親が決めていますか

親の意見や経験でこどものやることを決めたり、誘導したりしていませんか？こども自身がやりたいことを見つけ、選べるように、可能性に挑戦できるようにサポートしてあげましょう。



やりたいことを
やらせて
もらえない



ともだちや
きょうだいと
比べられる

つい、まわりの子と比べてしまう

人は誰しものが長所と短所を持っています。「比べてしまう自分」に気づいたら、こどもの個性や違いを認めて、かけがえのない大切な1人の人間として尊重して接しましょう。

こどもの気持ちをこうだと思い込んでいませんか

親が育児に不安を感じていても、こどもは満足していたり、逆に親は十分だと思っているのに、こどもはそう思っていないといったすれ違いがあることがあります。お互いの認識を理解する時間を作ったり、話をちゃんと聴いたりするだけで十分なことがあります。



話をきいて
もらえない



これらは、こどもの意見を聴きとっていたなかで、実際にあった意見の一例です。自分や周りの人の言動に思い当たることがあるときは、こどもの意見を聴いて、気持ちに寄り添える行動を考えてみましょう。

保護者の皆様へ

●困ったときは相談してください●

子育てに関する疑問や不安、悩みがあるときのご相談や、虐待かもと思ったときは、ひとりで悩まずに専用ダイヤル等へご相談ください。

妊娠、出産、子育ての相談、親子の相談

福井市こども家庭センター「ふくっこ」

相談専用ダイヤル ☎ (0776)-20-2905

福井市城東4丁目14番30号 福井市健康管理センター内
(開館時間) 8時30分～17時15分 (土日祝日・年末年始を除く)

虐待かもと思ったら

児童相談所
虐待対応ダイヤル

いち はや く
☎ 189

LINEで相談

親子のための
相談LINE



●子育て支援の情報はこちらから●

福井市の子育て支援情報は、子育て応援サイト、アプリ、
YouTube「ぱんだ通信」などで発信しています。

福井市結婚・子育て応援サイト

はぐくむ.net

イベントや子育てカレンダー、
とっさの時に役立つコラムなど
子育てに役立つ情報が盛り
だくさん!



YouTube

『ぱんだ通信』

子育てに関する動画
『ぱんだ通信』配信中!
ここからチェック!!



母子手帳アプリ

母子モ

お子さんの成長記録などの
管理や、妊娠・出産・子育てに
関する情報が届くよ!



発行: 福井市こども政策課 TEL: 0776-20-5412

イラスト提供: 福井情報ITクリエイター専門学校
(表紙: 南部 歩夢さん 挿絵: 小椋 実咲さん)

令和7年度発行

